

亀山市告示第134号

次のとおり国土調査を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和8年5月22日

亀山市長 櫻井義之

- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日
令和8年4月7日
- 2 調査を実施する者の名称
亀山市
- 3 調査地域
関台末藤及び江ヶ室東台
- 4 調査期間
令和8年4月7日から令和9年3月31日まで